

NJ素流協 News

令和3年7月10日
第198号

令和3年7月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

表 令和3年度地区別組合員会議開催状況

開催日	開催地	出席組合員数	出席者数
6月15日	十和田市	13	18
6月16日	大崎市	9	10
6月23日	遠野市	18	23
6月24日	八幡平市	12	13
7月1日	久慈市	10	11
計		62	75

※複数会場出席の組合員があるため延べ数

ノースジャパン素材流通協同組合 令和3年度地区別組合員会議開催

NJ素流協は6月15日から7月1日まで5回にわたり、令和3年度地区別組合員会議を開催した(青森県、宮城県、岩手県各会場の出席者数は表のとおり)。23日の遠野会場の開会にあたり、鈴木理事長が次のとおり挨拶した。

「今年度の総会には皆様にお集まりいただき懇親会をと思っていたが、新型コロナウイルスの影響で2年続けて縮小開催となり、誠に残念だった。

昨年度は、先進地視察は中止、

NJ素流協は6月15日から7月1日まで5回にわたり、令和3年度地区別組合員会議を開催した(青森県、宮城県、岩手県各会場の出席者数は表のとおり)。23日の遠野会場の開会にあたり、鈴木理事長が次のとおり挨拶した。

た組合員への感謝状贈呈と記念撮影を行い、議事に移った。会議の主な内容は次のとおり。

1. 話題提供く鈴木理事長講話

「今年度の需要予測」
▼ウッドショックとは何か?
今新聞テレビ等で「ウッドショック」という言葉がたくさん使われているが、ウッドショックの一番の原因はまずアメリカだ。アメリカの住宅は木造一戸建てが中心で、新型コロナウイルスからの景気回復のため、住宅ローンの金利を大幅に引き下げた。その結果住宅着工戸数が1.5倍に急増し、需要の急拡大のために供給バランスが崩れ、木材価格が急騰した。そうなると当然カナダやヨーロッパの木材製品は価格の高い方へ流れる。またアメリカ国内では、大手米マツ工場が閉鎖されたり、西海岸で山火事が頻発し、その処理に追われた。その結果、日本では高値で一定量買うことはできるが、必要量が入ってこない事態になった。

共同販売事業も、昨年の組合員会議で『お盆までは全くダメだ』という予測をしたが、残念ながら当たってしまった。国有林システム販売の購入を控え、組合員の皆様の丸太を優先して納める体制をとったが、取扱量は大きく減少した。秋の終わり頃から急激に需要が回復し、それに合わせて供給量を増やしたいと思ったが、簡単に増やせず、需要に追いつけなかった。皆様のご要望に沿えるような形で、素材販売業務ならびに研修等技術の向上をきっちりやっていきたい。」

続いて、通常総会で行えなかった



挨拶する鈴木理事長（大崎会場）

で使われている米マツの梁、垂木、2×4材料であるSPF（スプルース、パイン、ファアの総称）で、これらの外材が入ってこないため価格が急騰した。「これではどうにもならない」ということで、日本最大の集成材工場・中国木材の秋田県能代市進出が今話題になっている。E105やE120という、

今まで外材で使われてきた強度が保証された材料を、国産材で代替しなければならぬという需要が起きてきている。

一方、中国ではいち早くコロナ

が収束し、経済回復が世界で一番

早く起きた。ヨーロッパ、ニュー

ジーランド、チリ、東南アジアか

ら大量の丸太を高値で購入し、日

本へ木材が流れなくなった。コン

テナ船が中国に集中することにな

り、欧米から日本への船が確保で

きなくなり、ヨーロッパ産ホワイ

トウッド、レッドウッドが不足し、

価格が急騰した。これに対して、

住宅部材のプレカット工場は操業

短縮を図り、人工乾燥機を持つ製

材工場や集成管柱工場では代替材

としての注文が殺到し、操業率アッ

プが図られている。

▼国内への影響

外材への依存率の高い部材が最

大の影響を受けている。とりわけ

梁材、横架材は国産材の自給率が

10%しかなく、ほとんどが米マツ、

レッドウッド、スギと米マツのハ

イブリッドに依存している。「昔の

ようにアカマツの梁を使えばよい」

とも言われるが、それは生産・供

給能力がないので無理である。そ

こで今一番代替需要が出ているの

が、集成梁、LVL梁、合わせ梁

で、カラマツ、アカマツ、ヒノキ

の需要が拡大している。特にカラ

マツの集成梁は強度が保証される

ので非常にニーズが大きい。

柱材は、スギ人工乾燥材、スギ集

成材、ヨーロッパのホワイトウッド

が日本のシェアを3分の1ずつ持つ

ている。ホワイトウッド分をスギ

の増産でカバーするのが近道で、ス

ギ柱取り用の3m材供給や、スギ

集成管柱工場の稼働率アップが起

こっている。

土台材は、かつては米ヒバ、米

ツガの防腐材が中心だったが、徐々

に国産材へのシフトが進み、50%

はヒノキを中心とした国産材に代

わっている。東北ではアカマツ、

ヒバの土台が再度注目されると思

うが、いずれはスギの赤身土台に

移っていく、それらの工場の稼働

が進むのではないかと思う。

羽柄材は製材分野だが、どの工

場もフル稼働状態になっている。

スギの出番ということ、3m、

3・65m、4mの人気が出てくる。

のアカマツ3mや、スギ母屋角取りの13×16cmの需要がもう一度台頭する状況になっている。

一番消費量の大きい合板は、国内工場での自給率は80%を超えているが、用途は構造用合板がほとんどである。型枠用や複合床板基材の分野は未だ南洋材の比率が高くなっており、全体の自給率は50%を超える程度だ。価格が完全にはコロナ前に戻っておらず、未だフル生産とはなっていないが、米マツを入れていた合板工場の特注材需要で、長級2・1m、2・4m、2・7m、2・8mの需要は当然出てくると思う。南洋材が入ってこない影響で、A材丸太の活用も大きくなるのではないか。

▼今後の予測

外材の契約は、高値で物が足りない状態が続いている。コロナショックからの経済回復は相変わずアメリカと中国が早い。最近では日本向け高級無節材の価値が低下し、海外から見た日本の木材需要の魅力が減少している。またヨーロッ

パを中心に、地球温暖化対策、S D G sということで住宅の木造率がアップしている。日本国内では公共建築物等への木材供給が法改正で強化され、予算が通った後の発注になるため益過ぎから供給が本格化する。これらを考えると、少なくとも年内は外材高騰と不足の状態が続くことは確実ではないかと思われる。今年の夏から冬にかけて山を伐ったら確実に売れる状況が続くということだ。

▼他の注意点

シアラスカ（アラスカ先住民振興のために設立した企業）の活動停止で、日本の建具材として使われてきたシトカスプルスという非常に目のつんだ200年生の材が今後は入らなくなる。建具材用の目のつんだきれいな高齢級スギ材の需要がもう一度戻りそうだ。

ここ数年の豪雨災害の復旧工事に対しては潤沢に予算がついており、土木工用杭丸太の需要が高くなると考えられる。杭丸太の需要はカラマツに特化される傾向に

なっており、特に径級9〜13cmの需要が非常に高まるだろう。

フェンス材輸出では、アメリカの着工戸数の伸びや米スギの資源状況が難しいことから、継続して日本からの輸出が伸びることが考えられる。2・5mの比較的太いスギ丸太の需要が続くのではないか。

中国向けの丸太輸出は価格が上がってきているが、中国の国内向けと言うよりは、中国に丸太を輸出し、加工してアメリカへ輸出するという、加工貿易の要素が強まっている。

2×4デイメンションについては、これからは一定量国産材利用をしなければ駄目だということで、特に2×8、2×10は必須、また2・5m、5mのスギ材は、今後注文が出る可能性が非常に高い。

▼今年の丸太生産・流通の注意点

- ・例年になく夏場の暑さが早くきて、虫食いが増えている。早期販売を心がけていただきたい。
- ・カラマツ、アカマツ、スギ高齢

級材は先に理由を述べたとおり大切に。

・スギ、カラマツの9〜13cm、14〜16cmは土木資材用需要があるので、安易に原材料としない。

・長級特殊材需要に比べると、有利な販売が可能。米マツ材が入らないと、特殊な寸法の注文が必ず来るようになる。また広葉樹用材はアメリカからの入荷が期待できないため、今年の秋以降確実に不足する。

・木質バイオマス工場で利益幅が大きくなる32円材のニーズが高い。これに対応するため森林経営計画樹立の促進が必要。林地残材でも32円材証明は出せるので有効活用を。

・D材集荷の促進としては、再造林を含めて、地搾え経費を素材生産事業者がもらえるような形で進むのではないか。

- ・ホームセンター向け合板用スギ、アカマツA材、2×4サイズ、8フィート(2・4m)、2・5mの需要が拡大する。ホームセンター

ではお客が一枚一枚見て、きれいな物から売れていくので、表裏のきれいな製品の需要が高まる。

最後に、昨年度もあちこちで豪雨災害が発生し、山の丸太が流されて損害を与えたという事例が出ている。山元土場は豪雨災害に遭わないよう、十分に気をつけて場所を選んでいただきたい。

2. 令和3年度事業計画

組合のスローガン「AとD材までのすべてを活用する」「組合員ファーストを理念とする」「ギブ・アンド・ギブに徹する」を継続するとともに、「売り手よし、買い手よし、地域よし」の三方よしに加えて「丸太よし」の四方よしを目指す。あわせて、合板・LVL国産材化等、9つの課題を具体的テーマとして捉え、情報流通組織として事業展開を進める。

3. 令和3年度主要事業

ア. 共同販売事業と木材需給動向

令和3年度の合板用、製材、集材用素材およびバイオマス発電用素材の取扱量は、昨年度実績に

約10万㎡上乗せの52万㎡を計画している(バイオマス1トン11㎡とする)。現在、合板、集成材等各工場は製品需要の回復により順調に稼働。工場によっては、増産して注文に対応している。外材の輸入不足もあり、特にカラマツ原木の引き合いが高い。バイオマス材の受入も順調。



遠野会場の遠野みらい創りカレッジ

イ. 森林再生に係る事業

岩手県森林再生基金事業の令和2年度協力金総額は2995万円です。岩手県に關係する当組合員のうち95名が協力を行った。これに

より、前期繰越金2941万円を合わせ同基金の規模は6009万円となっている。再造林助成金の交付額は2940万円で、昨年度の2倍を上回る実績となった。

当組合は令和2年度から、青森県の「青い森づくり推進基金」に対しても再造林協力金の拠出を行っている。また当組合独自の再造林促進奨励事業については、全体で10haを計画している。

宮城県名取市「ノースジャパン100年復興の森」海岸防災林再生活動については、継続して管理を行う。

ウ. 技術指導と調査研究、情報提供に関する事業

・いわて林業アカデミー就業体験
来春研修生を採用する考えがあり、就業体験研修の受入れに協力いただける事業体を随時募集する。

・林業用種子(カラマツ)の確保協力
カラマツ種子の不足に対応するため、カラマツ球果採取と種子の提供に引き続き取り組む。

・原木トラック運送効率化

原木運送業の改善を図るため、要望陳情活動を継続的に行い、事故防止、労働安全、環境保全対策に必要な事業を実施する。原木運送の果たしている役割、重要性について様々な機会を通じて発信する。

・伐採・搬出・再造林作業ガイドライン
令和2年度は、環境や伐採後の再造林に配慮した施策を行うためのガイドラインについて見直しを行い、再造林に関する記述等をより充実させた。現在、ガイドラインに関するCRL認証(責任ある素材生産事業体認証)の全国協議会を立ち上げる準備が行われており、当組合としても関わっていく。

・意欲と能力のある林業事業体の認定状況
東北各県で公募と認定が進んでいる。国の補助は認定事業体に集中する傾向となっており、組合員の認定申請をサポートしていく。
・鳥獣害拡大防止のためのシカ等

の出没情報の収集に関する取組

(株)マップクエスト、愛知県森林・林業技術センター、(国研)森林総合研究所が共同開発した「シカ情報マップ」を用いて、目撃情報・被害情報をインターネット収集し、地図上に更新する。組合員とともに情報収集に協力していく。

・研修会等の実施
新型コロナウイルス感染拡大の状況に配慮しながら実施する。7月に多目的造林機械実演会、7月8月に第1回林業経営講座「生産・造林作業機械化の先進事例(仮)」を予定。

・合法木材及びバイオマス材の適正供給
当組合の事業者認定期間が今年9月末までとなっているため、別途案内するとおり認定更新を行っていただきたい。

なお森林経営計画制度が一部改正され、県行造林等分収林(市町村有林も同様)の主伐材にFIIT制度の優遇措置が適用されることとなったのでご確認いただきたい。

・労働安全衛生について
林野庁では令和3年2月、「農林

水産業・食品産業の作業安全のため
の規範」について、林業の個別
規範を策定した。取組状況の「チェッ
クシート」は今後、補助事業の採
択や国有林野事業の発注時に行政
側から求められる予定なので、日
頃から活用し、林業労働災害の撲
滅に努めていただきたい。

・軽油引取税の免税措置
軽油引取税免除額は32・1円／
ℓで、現行措置は令和6年3月末
まで継続される。3年ごとの措置
延長の際、林業・木材加工業での
活用量が少ないことが指摘されて
いるので、積極的に活用してい
ていきたい。

・青年部会について
現在会員数は正会員32名、賛助
会員5名で、新規会員を継続募集
している。会員の知識・技術向上
を図る研修や交流事業等のほか、
今年8月に岩手県八幡平市で児
童・生徒を対象とした林業普及啓
発イベントを開催する。

トピックス

新たな「森林・林業 基本計画」が閣議決定

令和3年6月15日、新たな森林・
林業基本計画が閣議決定されまし
た。森林・林業基本計画は、森林・
林業基本法に基づき、国の森林・
林業施策の基本的な方針等を定め
るもので、森林・林業をめぐる情
勢の変化等を踏まえ、国民の意見
も取り入れながら、概ね5年ごと
に変更することとされています。

新たな基本計画では、林業・木
材産業の持続性を高めながら成長
発展させ、森林の発揮する多面的
機能の享受による社会経済生活の
向上と、カーボンニュートラルに
寄与する「グリーン成長」を実現
するため、次の5つの柱の施策に
取り組むこととしています。

1. **森林資源の適正な管理・利用**
森林資源の循環利用を進めつつ、
多様な健全な姿へ誘導するため、
再造林や複層林化を推進。天然生

木の保全管理や国土強靱化に向け
た取組を加速させる。

2. 「新しい林業」に向けた取組の
展開
新技術を取り入れ、伐採から再
造林・保育に至る収支のプラス転
換を可能とする「新しい林業」を
展開する。「長期にわたる持続的な
経営」を実現できる林業経営体を
育成する。

3. **木材産業の競争力の強化**
外材等に対抗できる国産材製品
の供給体制を整備し、国際競争力
を向上させる。中小工場等は、
地域における多様なニーズに応え
る多品目の製品を供給できるよう
にし、地場競争力を向上させる。

4. **都市等における「第2の森林」
づくり**
中高層建築物や非住宅分野等で
の新たな木材需要の獲得を目指す。
木材を利用することで、都市に炭
素を貯蔵し温暖化防止に寄与する。

5. **新たな山村価値の創造**
山村地域において、森林サービ
ス産業を育成し、関係人口の拡大

を目指す。集落維持のため、農林
地の管理・利用など協働活動を促
進する。

令和3年度第1回 東北森林管理局国有林 材供給調整検討委員会

林野庁東北森林管理局は6月10
日、秋田市において令和3年度
第1回国有林材供給調整検討委員
会を開催しました。当組合からは
小野寺営業企画部長が出席しま
した。

岩手県「木づかい宣言」 事業者登録制度等の創 設について

岩手県では、県産木材の利用促
進に向けた新たな取組として、岩
手県「木づかい宣言」事業者登録
制度と、いわて木づかいサポーター
登録制度を創設しました。

1. **岩手県「木づかい宣言」事業
者登録制度**

県産木材を積極的に利用するこ
とを宣言し、その取組を進める事

業者を登録することにより、県産木材の利用を一層促進するもの。宣言事業者は取組をPRし、取組結果を県に報告する。

▼対象 県内に事業所を置く事業者（法人、団体等）※県外に本社がある企業等を含む

▼要件 店舗、事業所等で積極的・計画的に県産木材を利用していくことを宣言すること。（例）店舗の木質化、木製キッズスペースの設置、木製玩具、木製イス・テーブルの導入等

▼県によるPR等
・県は事業者に対し登録書を交付
・県ホームページ等により、事業者の県産木材利用の取組をPR
2. いわて木づかいサポーター登録制度

「木づかい宣言」事業者をはじめ、県内の民間事業者に対し、県産木材利用を積極的に提案し、相談に対応する工務店等を「いわて木づかいサポーター」として登録するもの。

▼対象 県内に本社を置く工務店・

建築業者、木製品の製造業者等
▼要件 県産木材を使った店舗、事業所等の木造・木質化、木製家具・木製玩具等の木製品製作等の実績があること等

▼県によるPR等
・県は工務店等に対し登録書を交付
・県ホームページへの掲載等を通じて、「木づかい宣言」事業者等に情報提供

募集は令和3年7月1日から開始します。申請とお問合せは、岩手県農林水産部林業振興課まで。

お知らせ

岩手県森林再生基金事業の助成制度が一部改正されました

地区別組合員会議でもご案内したとおり、岩手県森林再生基金の助成制度が一部改正されました。助成金を受けるのは、森林所有者（個人、企業等）で、対象は①森林整備事業の補助金を受けた再

造林、②森林経営計画を作成済みか作成見込み、③機構と協定を締結した素材生産業者等が伐採した林地であることの全てに該当することが条件でしたが、③については協定締結者が自社の土地に自力で再造林する場合にも対象となります。また令和3年度より国有林等の分収林、いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）、指定施業要件に適合した保安林の植栽についても対象となります。

その他の要件は次のとおりです。
・植栽樹種 スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ
・再造林の基準 ①低密度植栽、②コンテナ苗の使用、③一貫作業（伐採・植栽を連続作業または機械地拵え）のいずれかに該当すること。

基準を満たす場合は、補助残に対して10万円/㎡を上限、適合しない場合でも5万円/㎡を上限として助成金を交付します。詳しくは当組合経営企画課までお問合せください。

造林作業軽労化機械「山もつとジョージ」実演会のお知らせ

造林作業の問題とされる、伐根処理・地拵え・下刈り等の作業軽労化を目的に開発された機械「山もつとジョージ」の実演会を開催いたします。

【開催日時】令和3年7月13日（火）
9時～12時

【会場】岩手県紫波町

※次回は、山形県金山町にて8月上旬に開催予定

問合せ 経営企画課 野田まで

林業紹介アニメが公開されています

当組合員の有限会社九大県北農林では、子供向けに林業の仕事を紹介するアニメーション「林業ってなあに？」を制作しました。

林業の仕事内容やどんなことに役立つのかを分かりやすく解説しています。同社のホームページ及びYouTubeチャンネルで公開

されていますので是非ご覧ください。

南丸大県北農林
ホームページ



https://www.marudai-kenpoku.com/

当組合の関連記事が「山林」に掲載

大日本山林会の会誌である「山林」5月号、6月号に連続して当組合に関連する記事が掲載されています。ご一読ください！

5月号「ノースジャパン素材流通協同組合の誕生から発展の回顧 下山裕司」

6月号「近年の広葉樹を巡る動向と利用の可能性 鈴木信哉」

第1回林業経営講座を開催予定！

当組合員を対象とした、今年度の第1回林業経営講座を8月の盆

明け頃に開催予定です。「生産・造林作業機械化の先進事例」と題し、海外製林業機械等の導入事例に関する現地視察を企画しております。詳細については決まり次第ご案内しますのでお楽しみに!!

「ノースジャパン100年復興の森」再生活動のお知らせ

今年度は、新たに仙台森林管理署と「社会貢献の森」協定を結び直し、活動面積を0・20haに拡大して再生活動を実施します。

海岸防災林の重要性を認識すると共に後継者育成活動の一環として活動して参ります。

活動日程は決まり次第ご案内いたします。多くのご参加をお待ちしております。

能代木材産業連合会セミナーで鈴木理事長が講演

6月24日、能代木材産業連合会主催のセミナー「木の勉強会」が

開催され秋田県内の林業関係者およそ30名が参加しました。当組合鈴木理事長が「ノースジャパンの取組と能代木材産業への提言」と題し、木材産業の現状や今後の予測等に関する講演を行いました。

「意欲と能力のある林業経営体」の公募・選定状況について

森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けることが出来る民間事業者（意欲と能力のある林業経営体）について、各県において平成31年度より引き続き登録を希望する林業経営体の募集をしています。

対象は、自己または他人が保有する森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者（森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない）とされています。

各県の「意欲と能力のある林業経営体」の公募・選定状況は次のとおりです。

(1)岩手県

・令和3年4月1日現在で88経営体。必要事項を記載した申請書と添付書類を主たる事務所の所在地を管轄する振興局等に提出。申請は、年4回受付（振興局等への締切…5月末日、8月末日、11月末日、1月末日）。

(2)青森県

・令和3年3月22日現在で39経営体。必要事項を記載した申請書と添付書類を申請者の所在地の属する地区を所管する地域県民局に提出。

(3)宮城県

・令和元年12月25日現在で29経営体。申請書は県庁水産林政部林業振興課に提出。問合せ先は同課林業基盤整備班。

(4)秋田県

・令和3年3月25日現在で83経営体。申請書は、地域振興局農林部森づくり推進課に提出。問合せ先は地域振興局または県庁農林水産部森林整備課。

(5)山形県

・令和3年3月26日現在で44経営体。申請書は、申請者の主たる事業所の所在地を所管する総合支庁の森林整備課に正副2部を提出。(ただし、NJ素流協の行動規範の利用は認められません)。

なお、申請にあたり、所属団体の行動規範が認められる場合には、NJ素流協の行動規範をご活用ください。

ガイドライン・CRL 認証についての意見交換会が開催されました

6月30日、「伐採・搬出・再造林ガイドライン、CRL認証についての意見交換会」がオンライン開催され、当組合より一条参与兼経営企画管理部部長、吉田経営企画課課長が出席しました。全国各地で伐採・搬出・再造林ガイドラインの普及やCRL認証の取り組みを進める行政及び林業関係団体等から38名が出席し、各地域における主伐再造林の状況やガイドラインに関する取り組みとその課題等

について意見交換を行いました。今後も、各地でのガイドラインサミットの開催や定期的な意見交換等に連携して取り組んでいく方向です。



肝心カナメの書類作成 14

——〇〇林業のTくんは、NJ素流協のSさんから、バイオマス材の証明について説明を受けています——

S「バイオマス材は伐採してから燃料になって燃やされるまで、区分が混ざらないようにしなければならぬのでしたね。」

T「ええと、区分によって電気的

買取価格が違つから、だったと。」

S「そうですね。そのためには、材を納入する度に二つの事柄を示す必要があります。その材の区分と、その材がきちんと分別管理されたこと、つまり別の区分の材が混ざっていないことです。この二つを示すために証明書を作成し、材と一緒に次の段階に引き渡すことで、区分が混ざらないようにするというのが、林野庁ガイドラインで取りまとめた証明制度です。」

T「はい。」

S「それではまず、区分についてお話ししましょう。林野庁ガイドラインによる、証明が必要な材の区分一つ目は、買取価格がより高い『間伐材等由来』の区分で、国有林・保安林・森林経営計画林からの材と間伐材が該当します。間伐材については『材積での伐採率が35%以内』と定義されているので注意が必要です。二つ目は『一般木質』の区分で、製材等残材とその他由来の証明が可能な材、具体的には、主伐の適合通知書が根

拠となる材、開発等による伐採や屋敷林で由来の証明ができる材が該当します。」

T「種類が色々ありますね…自分が出す材がどの区分にあてはまるのか、どうやって見分けるんですか？」

S「国有林なら売買契約書等、保安林なら伐採許可書等、経営計画林なら認定書…というように、伐採根拠書類を確認することによって区分が決まります。もし経営計画認定書がある材ならば『間伐材等由来』の区分、主伐の適合通知書や林地開発許可書、屋敷林の所有者証明書があれば『一般木質』の区分となります。区分を決める元になる書類なので、伐採根拠書類がとても重要です。つまり、〇〇林業さんのような素材生産者さんの役割が、バイオマス証明においても重要ということなんです。ガイドラインでは、証明を行う段階を2段階設定しているのですが、そこにもその重要性が表れています。」

くつづく

ちよつと気になる木の話 60

限界集落から消滅集落へ

— 喫緊の課題なのに… —

日本では東京一極集中で、地方の活性化が叫ばれているが、その状況は一層加速化している。東北で見ると一桁の戸数だった集落は、限界集落から消滅集落へ突き進んでいる。

「林業にとって、問題はないのか？」である。林業界では、所有者不明森林対策は講じられているが、今ひしひしと感じられるのは、所有者は在るが、いずれ所有者不明になる森林への危機感である。

限界集落をはじめ山村では、離村するときに田んぼは売るが、山林は持ったままのケースが多い。離村して村を出て都会に行くと、不在村森林所有者となる。亡くなるとその二世が山林を相続する。山村とは縁が切れ、兄弟が多いと相続者を特定することが難しくなる。そのため、北東北では、不在村森林所有者を知っている在村森林所有者がいるうちに

共有名義の森林を皆伐して収益を分配しようとする動きがあり、分収造林も含めて伐採が進んでいる。

しかし、伐採後の対策は無く、天然更新となつている。当然、再造林は行われない。土地込みで林業事業体になるとか、伐採後に市町村へ寄付するならば、今後の問題は少なくとも思うが、各人の意見が統一できず意思決定が難しい。

こうしたケースは、まだ限界集落までは可能であるが、消滅集落となると一層困難となる。都会に出た二世同志は、かつての仲間ではなくコミュニティケーションが全く取れなくなっている。家も解体・崩壊してしまふと、消滅集落まで足を運ぶこともなくなり、一層関係は断絶してしまふ。このような情勢から共有林だけではなく個人所有の山林も放置され、手入れどころか売買の交渉相手も見つけられないこととなる。限界集落から消滅集落へは本当に目前である。かつての中心集落も限界集落化の兆

しが出てきている。

今こそ、共有名義森林の解消、自治体による土地付き山林の公売制度、自治体への寄付による優遇制度等の対策が急務である。国有林内に存在する薪炭共用林野や山菜共用林野等も集落の状況に応じて、再度チェックが必要である。

もう一つ、既に林業事業体として問題が表面化していることがある。消滅集落になると、集落への道は市町村道であっても除雪は行われない。

そのため、冬に伐採する場合、旧市町村道から除雪しなければ、素材生産は不可能である。とすると、冬の早い豪雪地帯では、5月〜11月以外は困難となる。とりわけ、冬伐りの広葉樹やアカマツだと9月〜11月の3ヶ月しか作業期間は取れなくなっている。たとえ里山のブナは人気があつても伐採は困難となつている。

更に、消滅集落へ続く市町村道の修繕が全く行われなくなり、途中の橋の老朽化や法面崩壊等によりトラックが走行できないケースが続出している。

この結果、m当たりの搬出コストが大幅に上昇することから、立木価格が低下し、所有者に不利益となり、ますます放置されることとなる。

でも、林道ではないので、林業予算では？とはならない。いつそ、山間地にある廃田へ続く農道を含めて市町村道等から併用林道にすることも必要なのかもしれない。

問題が、大々的に取り上げられないのは、広域市町村合併により旧奥地の村役場職員が減り、合併市町の中心部に移住したこと、森林組合も広域合併して、同様の中心部に移住したこともあげられる。大きな広域合併では、旧村単位だと議員さんも一人しかいないケースが増えている。

「問題は取り上げられない」のである。林業関係者ならばと思うのだが、旧山村出身の林業関係の公務員も極めて少なく、限界集落は身近な問題では無くなつているとさえ思われる。

スマート林業も良い！所有者不明森林対策も良い！山奥育ちの林業関係者の危惧も取り上げて欲しいな〜 !!

令和3年6月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	12,367	116.8	228.4	11,230	113.5	199.2	23,597	115.2	213.5
カラマツ	1,919	142.8	44.9	2,332	116.3	882.9	4,251	127.0	93.8
アカマツ	3,060	112.3	87.1	236	24.2	12.7	3,296	89.1	61.3
その他	0	0.0	*	267	74.1	47.3	267	73.4	47.3
合計	17,346	118.3	131.4	14,065	106.3	168.9	31,411	112.6	145.9

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	3,787	93.4	70.0
カラマツ	2,747	107.5	105.1
アカマツ	1,246	70.0	159.4
その他	133	101.6	132.1
合計	7,914	92.9	88.8

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	33,306	31,112	64,417	11,259
カラマツ	4,817	5,804	10,621	8,133
アカマツ	8,665	2,223	10,888	5,125
その他	3	1,094	1,097	828
合計	46,791	40,233	87,024	25,345
目標達成率 (%)	20.8	24.4	22.3	19.5
計画量	225,000	165,000	390,000	130,000

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和3年6月の需給動向】

- スギの引き合いも強くなり、価格も値上げ傾向となる。出材も順調となり販売量も増加している。
- カラマツ原木は依然需要が強く供給が追い付いていない。スギが順調な要因も影響している。
- アカマツは被害地域の伐採制限もあり出材は減少した。しかしアカマツの引き合いはまだ強い。

耳からウロコ

立春と春の彼岸と春分の日
— 林業との関係は? —

季節を表すのに立春、立夏、立冬とあるが、春の兆しというものの2月ではそんな実感はわかない。そこで「暦のうえでは」と注釈がつく。それよりは、春の彼岸、秋の彼岸は季節感と「どんぴしゃり!」である。彼岸にはお墓参りをするが、これは日本独自のものだという。この彼岸の中日が春分の日、秋分の日で天文学によるという。太陽が真東から昇り、真西に沈む日で、浄土が遙か西にあるので、この日に浄土側の彼岸を祈ることだと。(なるほど……!)

さて、私の若いころ関西で、大きな山主さんから「木は二百十日過ぎてから伐れ」とよく言われた。210日だと約7ヶ月だから7月過ぎに伐採するのかと思つたが、それでは、水を吸い上げている真夏! 真つ盛り中である。(おかしいな?)

詳しく聞くと、二百十日とは、立春から210日だと解つた! 9月1日頃になる。この時機なら納得できる。こ

の頃に伐採された優良木は、10月〜12月の各原木市場の記念日に並ぶこととなつていた。今でも各市場の記念日は正にこの頃である。逆に、春彼岸過ぎには伐採を中止していた。木に水が上がり始めるのもあるが、田植えのために苗代づくりに入ったのである。昭和40年〜50年代までは、素材生産業者の中心は半農半林だったのである。

私の田舎でも夏は農業、冬に林業の人が多かった。当然、生きるためには米が大切だったからで、ご馳走として彼岸には、必ず餅が供えられた。春はボタ餅、秋はお萩である。でも、同じものである。春は牡丹の花、秋は萩の花の季節が一緒だったので牡丹餅、萩餅からのネーミングだったとか?

余談だが、日本の五節句は1月7日(本来は1月1日)、3月3日(桃の節句)、5月5日(端午の節句)、7月7日(七夕の節句)、9月9日(菊の節句)となつているが、すべて奇数である。中国の陰陽によるもので奇数は(十)偶数は(一)となつている。なるほど、でも11月11日は五節句にはないが奇数だらけである。

奇数は陽の固まりで縁起が好いので、様々な業界の記念日であり、記念日の王様でもある。「納得!」